

令和3年1月7日 衆議院 議院運営委員会

○枝野委員

緊急事態宣言についても、十二月九日の厚生労働委員会で我が党の長妻副代表が、準備に入るべきと提案し、私も十二月十八日には、宣言を決断すべきと提起しました。十二月二十三日の国土交通委員会でも、正式に提案しています。

残念ながら、政府は一貫して、緊急事態宣言を発出する状況にはないという認識を示してきました。

G o T oキャンペーンへのこだわりなど、感染拡大防止よりも経済を優先してきた姿勢が後手後手の対応を招いたと言わざるを得ません。対策が後手に回ったことで、感染者が急増して医療崩壊を招き、年末年始の書き入れどきに自粛の要請、そして今回の緊急事態宣言と、より厳しい措置が必要になりました。

そこで、第一に、経済優先の姿勢が経済にも結果的に大きな悪影響を与えているという現実をきちんと受けとめるべきであると思います。宣言がおくれた理由とあわせて政府の認識を伺います。

○西村国務大臣 お答えを申し上げます。

担当大臣として、さまざまな事態を想定しながら、この間も対応してきたわけであります。特に、この十一月、十二月、感染拡大を抑えることを最優先に考えなきゃいけない、そういう方針で臨んできております。

現実には、十一月以降、私自身、強い危機感を持つ中で、このまま感染拡大が続いてステージ4になれば緊急事態宣言が視野に入るというこの趣旨を、十一月中旬以降、記者会見でも何度となく申し上げてきたところであります。

他方、特措法の審議におきまして、御党からも、また附帯決議においても、専門家の意見を聞いて慎重に判断すべきという御意見をいただいたところであります。附帯決議もいただいたところであります。

日々専門家の皆さんとも議論を重ねてきたわけでありますけれども、昨年末、十二月二十三日の専門家の分科会におきましても、緊急事態宣言を出すような状況にはないとされたところであります。

しかしながら、先ほど来お話ししており、年末年始の人の出が首都圏で減らず、感染拡大が続いてきた状況、医療が更に逼迫をしてきた状況、こういった状況を受けて、本日、諮問委員会を開き、緊急事態宣言の発出ということになったわけであります。

(略)

国とシナリオ3の自治体の皆さんへ

飲食を中心として感染拡大していると考えられるため、飲食店などの営業時間のさらなる短縮の要請を含め会食・飲食による感染拡大リスクを徹底的に抑えることが必要と考えられます。

幅広い事業者等を休業させるような緊急事態宣言を出すような状況にはありませんが、このままの感染拡大が続くと、更に医療が逼迫することは明らかです。

現在、首都圏が感染者の多くを占めており、また、首都圏では都市部から周辺に感染が染み出している状況にあります。大都市における感染を抑制しなければ、地方での感染を抑えることは困難です。

したがって、関係する都道府県知事の更なるリーダーシップを早急に発揮し、対策をさらに強化して頂くようお願いいたします。また、国としても更なる後押しをして頂ければ、年末年始には感染状況を下方に転じさせることは可能だと考えますので、是非よろしくお願いいたします。

(照会事項)

本年に発出された新型コロナウイルス感染症に係る医療体制や検査体制の構築に関する行政通知（事務連絡等）について、その発出の根拠となる法律は何か。

- 新型コロナウイルス感染症についての医療体制や検査体制に関する事務連絡等は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言である。

(参考) 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) (抄)

第二百四十五条の四 各大臣 (内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。) 又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3 (略)

各
都道府県
保健所設置市
特別区

衛生主管部(局) 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備における当面の対応について」(令和2年5月30日付け事務連絡)において、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、今後はこれまでの取組や経験を踏まえて、医療提供体制の再構築が必要となる旨をご連絡したところです。

これまで、国内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止、患者への医療提供等のため、各都道府県において、入院や外来における患者の受け入れ体制の構築に取り組みいただきましたが、症状に関する相談から診察・検査に至るまでの流れ、入院患者を受け入れるに当たっての病床や人材の確保、救急搬送等における課題等が明らかになりました。今後、再び感染が大きく拡大する局面も見据え、新型コロナウイルス感染症患者に対する医療を都道府県ごとに確実に確保していくことを中心としつつ、それ以外の疾患の患者に対する医療の確保も適切に図ることができるよう、新たな医療提供体制の再構築が重要と考えています。

今般、関係者のご意見を伺い、これまでの国内感染状況等を踏まえた今後の病床等の確保の目安や医療提供体制の整備の考え方などについて、下記のとおり取りまとめため、貴職におかれましては、今後を見据えた医療提供体制の整備に取り組みいただけますようお願いいたします。

なお、令和2年7月末を目前に、各都道府県の医療提供体制の整備状況(特に入院医療体制における病床確保計画やそれに基づく即応病床数・準備病床数、重点医療機関や協力医療機関の設定、搬送ルールの調整状況等)について調査を行う予定です。

また、本事務連絡は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の

の養成事業など、喫緊の課題に対応するための様々な事業が盛り込まれていることから、この積極的な活用により、都道府県の医療提供体制整備を進めることと。

○ 令和2年7月上旬には、本事務連絡を踏まえて、都道府県ごとの患者推計や病床確保計画の策定等を行い、7月下旬を目途に体制整備を完了すること。ただし、病床の確保等については、調整等を含めて一定の時間を要するため、病床確保計画の策定等と並行して作業を進めること。

○ 都道府県は、患者推計、病床確保計画の策定等を含め、体制整備を進めていくに当たっては、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策(サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制)の移行について」(令和2年3月1日付け事務連絡)の「5. 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置」において設置された協議会(以下「協議会」という)等を定期的に開催し、関係者と協議すること。

○ なお、「別紙1：今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について(概要・イメージ図)」において、本事務連絡の概要やイメージについて示しているため、適宜参考にされたい。

2. 新たな「流行シナリオ」を踏まえた都道府県ごとの患者推計について

(1) 今般の国内の患者発生動向を踏まえた新たな「流行シナリオ」について

○ 「新型コロナウイルスの患者数が大幅に増えたときに備えた医療提供体制等の検討について(依頼)」(令和2年3月6日付け事務連絡)で示した流行シナリオは、令和2年2月29日時点で得られた、主に①中国(武漢を含む)の疫学情報(実効再生産指数など)を基にして、②公衆衛生上の対策(社会への協力要請をはじめとする行政介入)が行われない前提で作成されたものであった。

○ 令和2年6月19日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制確保のための新たな流行シナリオ」(別添資料)では、この流行シナリオを発展させ、①日本国内でこれまで実際に発生した患者数の動向、②日本で実際に行った社会への協力要請の効果を踏まえて、新型コロナウイルス感染症の新たな「流行シナリオ」が提示された。

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について

新型コロナウイルス感染症対策については、ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日付け事務連絡）を踏まえ、各都道府県におかれましては、病床・宿泊療養施設確保計画の策定及びそれに基づく病床の確保をはじめとして様々な取組を行いつつ、各地域における感染者増にも対応していただいているところと見受けられます。

一方で、新型コロナウイルスの感染状況については、全国で新規感染者数の増加が続く、過去最多の水準となっています。また、大都市圏の感染拡大が波及することにより、新たな地域での感染拡大の動きも続き、全国的に感染が拡大しており、入院者数や重症者数の増加により、医療提供体制への負荷が更に高まっております。

こうした感染状況も踏まえ、確保病床を最大限活用するとともに、更なる病床の確保に向けての支援策や取組事項を下記のとおり取りまとめました。

都道府県におかれましては内容について十分に御了知の上、医療提供体制の確保に取り組んでいただくようお願いいたします。

記

5

各
都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた
一層の取組の推進について

現在、各都道府県においては、令和2年12月25日の予備費による「令和2年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業」や「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について」（令和2年12月25日付事務連絡）でお示しした病床確保等のための対策をまとめた「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用いただき、新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けてご尽力をいただいております。

また、令和3年2月2日に変更された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、

- ・ 「病床がひっ迫している場合、令和2年12月28日の政府対策本部で示された「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制パッケージ」を活用しつつ、地域の実情に応じ、重点医療機関以外の医療機関に働きかけを行うなど病床の確保を進めること」
- ・ その際、「地域の関係団体の協力のもと、地域の会議体を活用して医療機関（重症者病床、中等症病床、回復患者の受け入れ、宿泊療養、自宅療養）に応じた役割分担を明確化した上で、病床の確保を進めること」

とされており、加えて、

- ・ 「新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の病床を効率的に活用するため、回復患者の転院先となる後方支援医療機関の確保を更に進めること」

新型コロナウイルス等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する
附帯決議（令和三年二月三日 参議院内閣委員会）

第二十四 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大までに生じた検査、保健所、医療の諸課題を分析し、今後の感染拡大を最大限に封じ込めるとともに再度の感染拡大が生じた場合に対応可能な検査、保健所、医療提供体制を計画的に確保するため、国としての基本的な方針を示すとともに都道府県等の計画的取組の実施状況を的確に把握し、地域における対策の実効性を確保するために徹底したP D C Aサイクルに基づき必要な措置を講ずること。また、これらの国及び都道府県等の対策の実施状況について適時に公表すること。

(その1)

平成21年分
開催分)

(ふりがな) じゆうみんしゅとうかながわけんだいにせんきよくしよ

1 政治団体の名称 自由民主党神奈川県第二選挙区支部

2 主たる事務所の所在地 [Redacted]

(アパート・マンション名)

3 代表者の氏名 (姓) 菅 (名) 義徳 (姓) 義徳 (名)

4 会計責任者の氏名 (姓) [Redacted] (名) [Redacted]

事務担当者の氏名 (姓) [Redacted] (名) [Redacted]

(電話) [Redacted]

(電話) [Redacted]

(電話) [Redacted]

[Redacted]



政治団体の区分

政党

政治資金規正法第18条の2第1項規定による政治団体

政党の支部

政治資金団体

その他政治団体の支部

活動区域の区分

2以上の都道府県の区域等

同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 (現職・候補者の別)

資金管理団体の届出をした者の氏名 (名)

国会議員関係政治団体の区分

政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

公職の候補者(姓) (名) 菅 義徳

公職の種類(現職・候補者の別) (現職)

公職の候補者(姓) (名)

公職の氏名(2人目)

公職の種類(現職・候補者の別)

公職の候補者(姓) (名)

公職の氏名(3人目)

公職の種類(現職・候補者の別)

資金管理団体の指定の期間

から まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

から まで

(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

(その7)

行番号	(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		1. 個人	
	寄附者の氏名(又は名称)	金額	年月日	住所(又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備考		
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28	植村 伴次郎	1,000,000	H21/8/20		会社役員			
29								
30								
31								
32								
33								
34								
35								
36								

倫理規程に違反する疑いがある会食一覧（令和3年2月22日時点で確認できた事実関係）

整理番号	職員（現官職）	会食時の利害関係	会食時の官職	年月日	参加者	会食の趣
1	谷脇康彦（総務審議官）	○	総務審議官	令和2年10月7日	三宮、三上、木田、菅	意見交換
2		×	総合通信基盤局長	令和元年10月23日	三宮、三上、木田、菅	懇親会
3				令和元年6月6日	三上、木田、菅	懇親会
4				平成30年10月9日	二宮、木田、菅、他2名	懇親会
5	吉田真人（総務審議官）	○	総務審議官 ※1	令和2年12月8日	木田、菅	懇親会
6			情報流通行政局長	令和2年1月24日	木田、菅	新年会
7			大臣官房総括審議官 ※2	平成29年10月18日	木田	懇親会
8			大臣官房審議官	平成28年12月14日	木田	忘年会
9				平成28年8月8日	木田、菅	暑気払い
10	秋本芳徳（大臣官房付）	○	情報流通行政局長	令和2年12月10日	木田、菅	懇親会
11				令和2年7月30日	木田、菅、他1名	暑気払い
12				×	総合通信基盤局電気通信事業部長	平成31年2月14日
13		平成30年11月29日	木田			忘年会
14		平成29年5月26日	木田、他1名			懇親会
15		総合通信基盤局総務課長	平成28年11月28日	木田、菅	忘年会	
16	平成28年7月20日		木田、菅	懇親会		
17	湯本博信（大臣官房付）	○	大臣官房審議官	令和2年12月14日	木田、菅	忘年会
18			情報流通行政局総務課長	令和元年11月27日	木田、菅	忘年会
19		×	情報流通行政局放送政策課長	平成31年2月14日	木田、菅、（秋本）	新年会
20	玉田康人（大臣官房総務課長）	○	内閣官房内閣参事官	平成31年1月23日	木田	新年会
21	豊嶋基暢（情報流通行政局情報通信政策課長）	×	情報流通行政局放送政策課長	令和元年11月28日	木田	忘年会
22				令和元年8月1日	木田	暑気払い
23	井幡晃三（情報流通行政局放送政策課長）	○	情報流通行政局放送政策課長 ※	令和2年8月12日	木田	暑気払い
24			情報流通行政局地上放送課長 ※	令和元年12月19日	木田、菅、（吉田恭）	忘年会
25				令和元年8月30日	三上、菅、（吉田恭）	懇親・情報交
26				令和元年8月27日	木田	暑気払い
27			情報流通行政局衛星・地域放送課長	平成31年2月6日	木田	新年会
28	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	令和2年8月5日	三上	情報交換
29				令和元年12月19日	木田、菅、（井幡）	忘年会
30				令和元年11月29日	三上、他1名、（職員）	懇親会
31				令和元年9月3日	木田、（職員）	暑気払い
32			令和元年8月30日	三上、菅、（井幡）	懇親・情報交	
33	課長級職員（大臣官房付）	×	（情報流通行政局）	平成30年9月19日	三上、他4名	合同懇親会後次会
34	三島由佳（情報流通行政局情報通信作品振興課長）	○	情報流通行政局情報通信作品振興課長 ※	令和元年8月22日	木田、他1名	暑気払い
35	奈良俊哉（内閣官房内閣審議官）	○	大臣官房総括審議官 ※	令和元年12月17日	木田、菅	忘年会
36			大臣官房審議官	平成30年12月12日	木田	忘年会
37	課長補佐級職員（出向中）	○	（情報流通行政局）	令和元年11月29日	三上、他1名、（吉田恭）	懇親会
38				令和元年9月3日	木田、（吉田恭）	暑気払い

東北新社の外資比率等について

- 2015年（H27）3月31日時点 外国人等の比率 20.55%
- ① 2016年（H28）3月31日時点 外国人等の比率 20.28%
- ② 2016年（H28）9月30日時点 外国人等の比率 ? %
- ③ 2016年（H28）10月17日 東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者 申請
- ④ 2017年（H29）1月24日 東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者認定
- ⑤ 2017年（H29）3月31日時点 外国人等の比率 21.23%
- ⑥ 2017年（H29）9月1日 東北新社メディアサービス 設立
- ⑦ 2017年（H29）9月5日 東北新社 会社分割（簡易・略式吸収分割）公表
「BS4K 衛星基幹放送事業者の地位の承継」
- ⑧ 2017年（H29）9月17日 東北新社メディアサービス 地位承継認可申請
- ⑨ 2017年（H29）9月30日時点 外国人等の比率 ? %
- ⑩ 2017年（H29）10月13日 東北新社メディアサービスへの衛星基幹
放送事業者の地位の承継の総務大臣認可
- ⑪ 2018年（H30）3月31日時点 外国人等の比率 22.28%
2019年（H31）3月31日時点 外国人等の比率 22.03%
2020年（R2）3月31日時点 外国人等の比率 22.39%

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,116,000
計	73,116,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成28年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,735,334	46,735,334	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	46,735,334	46,735,334	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日 (注)	23,367,667	46,735,334	—	2,487,183	—	3,732,826

(注) 株式分割

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、平成18年4月1日を効力発生日としてその所有株式1株につき2株の割合をもって株式を分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	11	17	45	72	—	3,199	3,344	—
所有株式数 (単元)	—	20,472	2,913	9,459	94,761	—	339,721	467,326	2,734
所有株式数 の割合(%)	—	4.38	0.62	2.02	20.28	—	72.69	100.00	—

(注) 1 自己株式 1,786,779株は「個人その他」に 17,867単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
植村 徹	東京都世田谷区	8,667,146	18.54
植村 伴次郎	東京都世田谷区	7,917,016	16.94
植村 綾	東京都世田谷区	4,741,138	10.14
二宮 五月	東京都世田谷区	4,726,498	10.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	東京都中央区日本橋1-4-1	2,068,000	4.42
植村 久子	東京都世田谷区	1,799,312	3.85
株式会社東北新社	東京都港区赤坂4-8-10	1,786,779	3.82
GOLDMAN, SACHS&CO. REG	東京都港区六本木6-10-1	1,165,000	2.49
東北新社従業員持株会	東京都港区赤坂4-8-10	1,026,600	2.19
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	905,300	1.93
計	—	34,802,789	74.47

12

出典: 国立国会図書館提出「株式会社 東北新社 有価証券報告書」より小西洋之事務所作成
令和3年3月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,116,000
計	73,116,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成29年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成29年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,735,334	46,735,334	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	46,735,334	46,735,334	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日 (注)	23,367,667	46,735,334	—	2,487,183	—	3,732,826

(注) 株式分割

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、平成18年4月1日を効力発生日としてその所有株式1株につき2株の割合をもって株式を分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	11	19	44	67	—	3,374	3,515	—
所有株式数 (単元)	—	13,392	904	9,419	99,233	—	344,379	467,327	2,634
所有株式数 の割合(%)	—	2.87	0.19	2.02	21.23	—	73.69	100.00	—

(注) 1 自己株式 1,786,779株は「個人その他」に 17,867単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
植村 徹	東京都世田谷区	8,667,146	18.54
植村 伴次郎	東京都世田谷区	7,917,016	16.94
植村 綾	東京都世田谷区	4,741,138	10.14
二宮 五月	東京都世田谷区	4,726,498	10.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	2,098,100	4.48
植村 久子	東京都世田谷区	1,799,312	3.85
株式会社東北新社	東京都港区赤坂4-8-10	1,786,779	3.82
GOLDMAN, SACHS&CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	1,503,800	3.21
東北新社従業員持株会	東京都港区赤坂4-8-10	1,017,000	2.17
THE BANK OF NEW YORK- JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	878,200	1.87
計	—	35,134,989	75.18

出典：国立国会図書館提出「株式会社 東北新社 有価証券報告書」より小西洋之事務所作成
令和3年3月5日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	73,116,000
計	73,116,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成30年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成30年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	46,735,334	46,735,334	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	46,735,334	46,735,334	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日 (注)	23,367,667	46,735,334	—	2,487	—	3,732

(注) 株式分割

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、平成18年4月1日を効力発生日としてその所有株式1株につき2株の割合をもって株式を分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	10	16	42	83	2	3,174	3,327	—
所有株式数 (単元)	—	8,386	342	10,070	104,128	2	344,400	467,328	2,534
所有株式数 の割合(%)	—	1.79	0.07	2.15	22.28	0.00	73.69	100.00	—

(注) 1 自己株式1,786,779株は「個人その他」に17,867単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

超高精細度テレビジョン放送に係る
衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル

平成 28 年 9 月 15 日



総務省

第 1 節 衛星基幹放送の業務認定申請書

(放送法施行規則別表第 6 の 2 号)

別表第六の二号

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称
及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第 93 条第 2 項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注 1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注 2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注 3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数 (注 4)	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注 5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注 6)	
欠格事由の有無 (注 7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注 1 法第 91 条第 1 項の規定による基幹放送普及計画の「第 3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること (同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の (3) の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること。)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「衛星基幹放送 (デジタル放送) - テレビジョン放送」

注 2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注 3 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体（複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ（略）

ウ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送（当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合

エ（略）

オ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

カ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

(5)（略）

(6) 有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法第93条第1項第6号（協会にあつては、同号イからハマまでに限る。）の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

○放送法（抄）

（昭和二十五年五月二日法律第百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第一百一十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - イ 基幹放送事業者
 - ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者
- 五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
- 六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。
 - イ 日本の国籍を有しない人
 - ロ 外国政府又はその代表者
 - ハ 外国の法人又は団体
 - ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
 - ホ 法人又は団体であつて、（一）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（二）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（二に該当する場合を除く。）
 - （一） イからハまでに掲げる者
 - （二） （一）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - へ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ト 第三十三条第一項又は第四十条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - チ 第三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの
- 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 基幹放送の種類
 - 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域

■放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（承継）

第九十八条 （略）

2 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定基幹放送事業者たる法人が合併若しくは分割（基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することができる。

3～5 （略）

6 第九十三条第一項の規定は、第二項及び第三項の認可に準用する。

（認定の取消し等）

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 （略）

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定、第九十六条第一項の認定の更新又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 四 第百七十四条の規定による命令に従わないとき。
- 五 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたとき。

⑤

決裁・供覧

件名	放送法第98条第2項に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継について (株式会社東北新社メディアサービス)			文書番号		
				総情衛50		
伺い文	別紙1参照					
起案	起案日	平成29年10月4日		受付日		
	部署	総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課		決裁	決裁処理期限日	平成29年10月13日
					決裁日	平成29年10月13日
	起案者	木村 美穂子		施	施行処理期限日	
					施行日	
	連絡先	[REDACTED]		行	施行先	
					施行者	
	大分類	衛星放送・基幹放送に係る許認		行	取扱上の注意	
	中分類	平成29年度放送法に基づく許				
	名称(小分類)	別紙2参照				
取扱区分	秘密区分	指定無し		格付け	機密性格付け	1
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	5年
					保存期間満了時期	令和5年3月31日
決裁・供覧欄						
備考欄	情衛23、24 10月13日決裁期限					

1 / 4

	情報流通行政局 山田 真貴子 (局長) 【済】
	情報流通行政局 奈良 俊哉 (審議官) 【済】
	情報流通行政局 総務課 鈴木 信也 (課長) 【済】
	情報流通行政局 総務課 吉田 弘毅 (統括補佐) 【済】
	情報流通行政局 総務課 総括係 櫻井 真一 (係長) 【済】
	情報流通行政局 放送技術課 坂中 靖志 (課長) 【済】
	情報流通行政局 放送技術課 梅城 崇師 (課長補佐) 【済】
決	情報流通行政局 放送技術課 政策係 色部 俊昭 (係長) 【済】
裁	情報流通行政局 衛星・地域放送課 井幡 晃三 (課長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 三島 由佳 (企画官) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 佐藤 栄一 (課長補佐) 【済】
供	情報流通行政局 衛星・地域放送課 広瀬 賢太郎 (課長補佐) 【済】
覧	情報流通行政局 衛星・地域放送課 浅井 正史 (係長) 【済】
欄	情報流通行政局 衛星・地域放送課 安倍 祥文 (係長) 【済】
	情報流通行政局 衛星・地域放送課 大島 徹也 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 放送技術課 樋口 海里 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 総務課 海老原 拓朗 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 総務課 奥山 英行 (係員・官) 【同報】
	情報流通行政局 総務課 総括係 北島 弘崇 (主任) 【同報】

標記について、株式会社東北新社メディアサービス（代表取締役社長 木田由紀夫。以下「申請者」という。）から放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第98条第2項に基づき、認定基幹放送事業者の地位の承継について申請があった。申請者及び当該承継申請に係る分割当事者（以下「分割当事者」という。）の概要は別紙1、承継申請の概要は別紙2のとおりであり、法第98条第6項が準用する法第93条第1項の規定に基づき審査した結果、別紙3のとおり同項各号のいずれにも適合しているものと認められる。ついては、法第98条第2項に基づき、案の1により認可することとしたい。併せて、法第99条及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第80条第2項の規定に基づき、案の2により認定証を訂正の上、交付することとしたい。

（副申）

1 申請書類は大部のため起案者保存とし、別添として申請書の一部の写しを添付する。

2 現在、法第93条第1項に基づき、分割当事者のうち株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場は東経110度CSデジタル放送（テレビジョン放送（デジタル放送））。スカパー・エンターテイメントは8番組（うち2番組については、廃止届を受理済み。）、スーパーネットワーク及びファミリー劇場は各1番組）、株式会社東北新社はBSデジタル放送（超高精細度テレビジョン放送1番組）の衛星基幹放送の業務の認定をそれぞれ受けているところ。今般、衛星基幹放送事業運営上の効率化等を目的とし、上記のうち各社1番組ずつを吸収分割することとし、申請者に衛星基幹放送事業者の地位の承継を行うものである。

伺
い
文